

# 公示番号 区第18号 (のり、あおのり、その他藻類)

## 1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

〃 B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 C 大井峠

〃 D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

(北緯 34 度 20 分 48.263 秒、東経 134 度 11 分 55.962 秒の点)

〃 E 立石から海岸沿い北へ 30 メートルのところ

(北緯 34 度 20 分 50.47 秒、東経 134 度 11 分 28.322 秒の点)

〃 F さぬき市小串崎北端

〃 G 土庄町戸形崎

〃 H 土庄町大深山高頂 (227 メートル)

〃 I 新開漁港埋立地北端

(北緯 34 度 20 分 40.499 秒、東経 134 度 12 分 11.088 秒の点)

〃 J 白方大水門東端

(北緯 34 度 20 分 37.084 秒、東経 134 度 11 分 49.533 秒の点)

〃 K 白方漁港南防波堤突端

(北緯 34 度 20 分 42.065 秒、東経 134 度 11 分 33.65 秒の点)

〃 L 白方漁港北防波堤突端

(北緯 34 度 20 分 43.428 秒、東経 134 度 11 分 32.79 秒の点)

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯 34 度 21 分 12 秒、東経 134 度 12 分 16 秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯 34 度 21 分 0 秒、東経 134 度 11 分 50 秒の点)

〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ホ ロからC見通し線上ロから 250 メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 4 秒、東経 134 度 12 分 19 秒の点)

〃 ヘ ハからD見通し線上ハから 250 メートルのところ

(北緯 34 度 20 分 53 秒、東経 134 度 11 分 54 秒の点)

〃 ト Jから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

(北緯 34 度 20 分 38.764 秒、東経 134 度 11 分 54.037 秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハヘ、ヘホ、ホI、トJ、KL、Eハ、ハニ、ニイの 10 直線と I ト、J K、L E 間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

# 公示番号 区第19号（わかめ、のり、あおのり、その他藻類）

## 1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

点の位置

基点A 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

〃 B 白方十字岩

〃 C 小串高頂

〃 D さぬき市猿子島高頂

〃 E 小串崎北端

〃 F 二本木ガラモ鼻

〃 G さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 H バベギ鼻

〃 I 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

〃 J 土庄村戸形崎

点 イ AからG見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度20分51秒、東経134度11分30秒の点)

〃 ロ BからH見通し線上Bから50メートルのところ

(北緯34度20分56秒、東経134度11分29秒の点)

〃 ハ CからD見通し延長線とEからF見通し線との交差点

(北緯34度21分14秒、東経134度11分12秒の点)

〃 ニ EからF見通し線とIからJ見通し線との交差点

(北緯34度21分21秒、東経134度11分41秒の点)

〃 ホ AからG見通し線とIからJ見通し線との交差点

(北緯34度21分0秒、東経134度11分50秒の点)

漁場の区域 ニホ、ホイ、イロ、ロハ、ハニの5直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

# 公示番号 区第234号（かき、あさり）

## 1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄穴子地先

点の位置

基点A ヒヨウタンゴ鼻北端

〃 B 穴子海岸北西端

〃 C 穴子中央三差路

〃 D 穴子水門北防砂堤突端

〃 E 高松市牟礼港赤灯台

点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

〃 ロ BからA見通し線上Bから50メートルのところ

(北緯34度20分45秒、東経134度11分6秒の点)

〃 ハ ホからニ見通し延長線とホからイ見通し線と平行にロから東に見通した線との交差点

(北緯34度20分45秒、東経134度11分13秒の点)

〃 ニ CからE見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度20分39秒、東経134度11分13秒の点)

〃 ホ DからE見通し線上Dから20メートルのところ

(北緯34度20分37秒、東経134度11分13秒の点)

漁場の区域 Bロ、ロハ、ハホ、ホイ、イAの5直線とAB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

# 公示番号 区第419号（ぶり類、まだい、その他魚類）

## 1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖地先

点の位置

基点A 小串崎北端

〃 B 高松市牟礼港赤灯台

〃 C 土庄町大深山高頂 (227 メートル)

〃 D 土庄町高見山高頂 (153 メートル)

〃 E イモクイ

〃 F 二本木鼻

〃 G 大井峠

〃 H 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ

点 イ ホからF見通し線とHからD見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とHからD見通し線との交差点

(北緯34度21分44秒、東経134度11分43秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度21分53秒、東経134度12分1秒の点)

〃 ニ ホからF見通し線とGからC見通し線との交差点

〃 ホ AからD見通し線上Aから150メートルのところ

(北緯34度21分15秒、東経134度10分58秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月15日から翌年2月末日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

# 公示番号 区第235号（かき、あさり）

## 1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

点の位置

基 点 基点A 小島西端

〃 B シルバービーチ西砂止突端

〃 C 小部漁港2号導流堤西側突端

〃 D 小部漁港5号防砂堤西側突端（東側左岸突端）

〃 E 小部漁港1号防波堤基部

〃 F 小島北端

点 イ AからB見通し線上AからBへ214メートルのところ  
(北緯34度32分58秒、東経134度17分49秒の点)

〃 ロ EからF見通し線上FからEへ317メートルのところ  
(北緯34度33分5秒、東経134度18分7秒の点)

〃 ハ Dからイ見通し線とCからロ見通し線との交差点  
(北緯34度32分57秒、東経134度18分7秒の点)

漁場の区域 Aイ、イハ、ハロ、ロFの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町大部

# 公示番号 区第236号(かき、あさり)

## 1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町大部中藻沖

点の位置

基 点 基点A 高良鼻西端

〃 B 大島南端

〃 C 桂川東岸北角

〃 D ウノ石

〃 E 小島北端

〃 F 中ノ島高頂

点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点  
(北緯34度33分15秒、東経134度16分50秒の点)

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点  
(北緯34度33分13秒、東経134度17分0秒の点)

〃 ハ DからC見通し線上口からCへ300メートルのところ  
(北緯34度33分3秒、東経134度17分0秒の点)

〃 ニ AからB見通し線上イからAへ314メートルのところ  
(北緯34度33分6秒、東経134度16分44秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## 3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

## 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 6 関係地区 小豆郡土庄町大部

# 公示番号 区第237号（かき、あさり）

## 1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦地先

点の位置

基 点 基点A 家浦港外一文字防波堤南東角

〃 B 家浦港外一文字防波堤南東角から100メートルのところ

点 イ AからB見通し線と直角にAから南に50メートルのところ  
(北緯34度29分30秒、東経134度3分42秒の点)

〃 ロ AからB見通し線と直角にBから南に50メートルのところ  
(北緯34度29分29秒、東経134度3分38秒の点)

〃 ハ AからB見通し線と直角にBから南に20メートルのところ  
(北緯34度29分30秒、東経134度3分38秒の点)

〃 ニ AからB見通し線と直角にAから南に20メートルのところ  
(北緯34度29分31秒、東経134度3分41秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## 3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

## 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 6 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

# 公示番号 区第238号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江地先

イ 点の位置

基 点 A 沖之島灯台

B 沖之島西南端

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## 3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

## 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 6 関係地区 小豆郡土庄町小江

# 公示番号 区第239号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末地先

イ 点の位置

基 点 A 室崎南端

B 土庄港入口灯浮標

C 皇踏山高頂

点 イ BからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度29分48秒、東経134度10分11秒の点)

ウ 漁場の区域 AB、Bイの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

# 公示番号 区第240号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦小島地先

イ 点の位置

基 点 A 屋形崎北端

B 小島北端

C 小海漁港2号防波堤突端

D 北浦港南突堤基部

点 イ AからB見通し線上AからBへ600メートルのところ  
(北緯34度31分55秒、東経134度13分43秒の点)

ロ AからB見通し線上イからBへ300メートルのところ  
(北緯34度32分0秒、東経134度13分53秒の点)

ハ AからC見通し線上AからCへ630メートルのところ  
(北緯34度31分50秒、東経134度13分46秒の点)

ニ AからD見通し線上AからDへ920メートルのところ  
(北緯34度31分55秒、東経134度13分57秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町馬越、屋形崎、見目、小海

# 公示番号 区第241号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦元目地先

イ 点の位置

- 基 点 A 早崎北端  
B 屋形崎北端  
C 元目漁港1号防波堤突端  
D 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂  
E 馬越港西護岸基部
- 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点  
(北緯34度31分25秒、東経134度12分2秒の点)  
ロ AからB見通し線上イからBへ450メートルのところ  
(北緯34度31分29秒、東経134度12分19秒の点)  
ハ DからC見通し線上イからCへ200メートルのところ  
(北緯34度31分19秒、東経134度12分5秒の点)  
ニ ロからE見通し線上ロからEへ200メートルのところ  
(北緯34度31分23秒、東経134度12分22秒の点)
- ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町馬越、屋形崎、見目、小海

# 公示番号 区第242号（かき）

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦地先

イ 点の位置

基 点 A 田浦漁港第三護岸北側から護岸沿い南東へ10メートルのところ

B 田浦中ノ鼻

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## 3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

## 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 6 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽、堀越、田浦、西村

# 公示番号 区第55号(のり)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦南地先

イ 点の位置

基 点 A 沖ノハナゲ灯浮標

B 中鼻

C なごら鼻の大石

D 大角鼻

E さぬき市大鼻

F さぬき市馬ヶ鼻灯台

G 小豆島町花寿波島

H 小豆島町蒲野山山頂(99メートル)

点 イ AからF 見通し線とHからC 見通し線との交差点  
(北緯34度26分30秒、東経134度16分19秒の点)

ロ BからE 見通し線とHからC 見通し線との交差点  
(北緯34度26分26秒、東経134度16分56秒の点)

ハ BからE 見通し線とDからG 見通し線との交差点

ニ AからF 見通し線とDからG 見通し線との交差点

ホ BからE 見通し線上ハからEへ290メートルのところ  
(北緯34度25分51秒、東経134度16分51秒の点)

ヘ AからF 見通し線上ニからFへ100メートルのところ  
(北緯34度25分58秒、東経134度16分11秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホヘ、ヘイの4直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽、堀越、田浦、西村

# 公示番号 区第243号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町富士漁港西地先

イ 点の位置

基 点 A 長者鼻高頂

B 崩鼻西北端

C 富士漁港西防波堤突端

D 神浦墓地南端

点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度26分12秒、東経134度13分36秒の点)

ロ AからB見通し線上イから200メートルのところ

(北緯34度26分6秒、東経134度13分35秒の点)

ハ CからD見通し線上Cから130メートルのところ

(北緯34度26分11秒、東経134度14分10秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦

## 公示番号 区第244号(かき)

### 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町権現崎東地先

イ 点の位置

基 点 A 権現崎北東端

B 三都港1号防砂提突端

C 三都港2号防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度25分57秒、東経134度14分1秒の点)

ロ CからB見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度25分55秒、東経134度14分6秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦

# 公示番号 区第245号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町権現崎西地先

イ 点の位置

基 点 A 権現崎北西端

B 男木島北東端

C 三都港2号防砂提突端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度25分56秒、東経134度13分56秒の点)

ロ CからB見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度25分50秒、東経134度13分56秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦

# 公示番号 区第246号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町神浦地先

イ 点の位置

基 点 A 三都港2号防砂堤突端

B 崩鼻西北端

C 長者鼻

点 イ BからC見通し線Bから200メートルのところ

(北緯34度25分41秒、東経134度13分29秒の点)

ウ 漁場の区域 Bイ、イAの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦

# 公示番号 区第247号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉野地先

イ 点の位置

基 点 A 長者鼻東の高頂

B 吉野高頂

C 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点)

D 飛崎南端

E 富岡八幡宮の森高頂

F 大余島南端

G 土庄町黒崎南端

点 イ AからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ロ AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ハ BからG見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ニ イからE見通し線上イからEへ50メートルのところ

(北緯34度26分34秒、東経134度13分41秒の点)

ホ イからE見通し線上イからEへ140メートルのところ

(北緯34度26分37秒、東経134度13分39秒の点)

ヘ ロからE見通し線上ロからEへ100メートルのところ

(北緯34度26分39秒、東経134度13分57秒の点)

ト ハからD見通し線上ハからDへ50メートルのところ

(北緯34度26分49秒、東経134度14分7秒の点)

チ ハからD見通し線上ハからDへ140メートルのところ

(北緯34度26分51秒、東経134度14分5秒の点)

ウ 漁場の区域 ニヘ、ヘト、トチ、チホ、ホニの5直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## 3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

## 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 6 関係地区 小豆郡小豆島町吉野

# 公示番号 区第248号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生地先

イ 点の位置

基点A 小豆島ふるさと村護岸西側屈曲部

(北緯34度28分9.86秒、東経134度13分58.541秒の点)

B 観音崎西端

C 沖の鼻

D 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点)

点イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度28分7秒、東経134度14分0秒の点)

ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

(北緯34度28分4秒、東経134度13分48秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町室生

# 公示番号 区第249号(かき)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町飛崎西地先

イ 点の位置

基 点 A 観音崎南端

B 沖ノ鼻南端

C 大麻山高頂

D 東蒲生南防波堤基部

E 土庄町弁天島北端

F 土庄町大余島南端

G 高松市庵治町兜島北端

H 高松市庵治町高島南東端

点 イ AからE 見通し線とDからG 見通し線との交差点  
(北緯34度28分18秒、東経134度12分21秒の点)

ロ AからE 見通し線とCからH 見通し線との交差点  
(北緯34度28分11秒、東経134度12分44秒の点)

ハ BからF 見通し線とCからH 見通し線との交差点  
(北緯34度28分5秒、東経134度12分42秒の点)

ニ AからE 見通し線と直角にイから南へ引いた線とBからF 見通し線  
との交差点(北緯34度28分4秒、東経134度12分16秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生

# 公示番号 区第250号 (かき、あさり、あかがい)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先

イ 点の位置

基 点 A トビの巣鼻西端

B 北浦大石

C 坂出LNG岸壁北東角

D コスモ石油(株)10号岸壁北東角

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ  
(北緯34度21分36秒、東経133度50分54秒の点)

ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ  
(北緯34度21分27秒、東経133度50分48秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

# 公示番号 区第251号（かき、あさり、あかがい）

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町竹浦地先

イ 点の位置

基 点 A 中鼻

B 馬返し鼻

C 竹浦1号防波堤中央角

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度21分29秒、東経133度51分32秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

# 公示番号 区第252号 (かき、あさり、あかがい)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町東浦漁港本浦地先

イ 点の位置

基 点 A 本浦中部防波堤東端

B 本浦南部防波堤突端

ウ 漁場の区域 直線A Bと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## 3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

## 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

# 公示番号 区第253号 (かき、あさり、あかがい)

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島東地先

イ 点の位置

基 点 A 沙弥島北端

B 沙弥島天狗岩

C 番ノ州埋立地北西護岸西角

D 丸亀市本島町亀山鼻

点 イ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ロ BからD見通し線とAからイ見通し線との交差点

(北緯34度21分8秒、東経133度49分20秒の点)

ウ 漁場の区域 Aロ、ロBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## 3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

## 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

# 公示番号 区第254号（かき、あさり、あかがい）

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小与島地先

イ 点の位置

基 点 A 小与島南岸壁南西角

B 鍋島東端

C 浦城防波堤中央角（基部から防波堤沿い南へ90メートルのところ）

点 イ Aから海岸沿い東へ190メートルのところ

（北緯34度23分21秒、東経133度49分48秒の点）

ロ イからB見通し線上イから100メートルのところ

（北緯34度23分19秒、東経133度49分45秒の点）

ハ AからC見通し線上Aから50メートルのところ

（北緯34度23分22秒、東経133度49分40秒の点）

ウ 漁場の区域 Aハ、ハロ、ロイの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

# 公示番号 区第255号（かき、あさり、あかがい）

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒地先

イ 点の位置

基 点 A 松が鼻

B しろだけ

C 歩渡島東端

D 歩渡島西側水門

点 イ Aから海岸沿い西へ60メートルのところ

(北緯34度24分31秒、東経133度48分44秒の点)

ロ イからC見通し線上イから50メートルのところ

(北緯34度24分33秒、東経133度48分44秒の点)

ハ Bから海岸沿い東へ90メートルのところ

(北緯34度24分30秒、東経133度48分35秒の点)

ニ ハからD見通し線上ハから50メートルのところ

(北緯34度24分32秒、東経133度48分34秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

# 公示番号 区第256号（かき、あさり、あかがい）

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石島南東地先

イ 点の位置

基 点 A 歩渡島北岸壁北端

B 櫃石4号防波堤突端

C 室木島北端

点 イ AからB見通し線上Bから100メートルのところ

(北緯34度24分58秒、東経133度48分30秒の点)

ロ Cからイ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度24分58秒、東経133度48分20秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

# 公示番号 区第112号（のり）

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

- 基 点 A 下真島北端  
B 金倉川砂防堤突端  
C 丸亀市、多度津町境界  
D 多度津町亀笠島北端  
E 丸亀市広島町波節岩灯標  
F 広島西端  
G 丸亀市広島町江ノ浦広島中学校建物中央  
H 多度津町臨海土地（堀江5丁目）終末処理場北側護岸東端
- 点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点  
ロ BからG見通し線上イからBへ300メートルのところ  
(北緯34度17分49秒、東経133度45分41秒の点)  
ハ BからF見通し線上Bから600メートルのところ  
(北緯34度17分33秒、東経133度45分45秒の点)  
ニ CからE見通し線とハからH見通し線との交差点  
(北緯34度17分27秒、東経133度45分32秒の点)  
ホ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点  
ヘ CからE見通し線上ホからEへ300メートルのところ  
(北緯34度17分53秒、東経133度45分10秒の点)  
ト BからG見通し線上イからGへ300メートルのところ  
(北緯34度18分6秒、東経133度45分29秒の点)
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘト、トロの5直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 6 関係地区 丸亀市（中讃西部漁業協同組合の地区に限る。）

# 公示番号 区第257号（かき、あさり）

## 1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

基 点 A 金倉川砂防堤突端

B 丸亀市、多度津町境界

C 丸亀市広島町波節岩灯標

D 広島西端

E 多度津町臨海土地（堀江5丁目）終末処理場北側護岸東端

点 イ AからD見通し線上Aから600メートルのところ

(北緯34度17分33秒、東経133度45分45秒の点)

ロ AからD見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度17分22秒、東経133度45分58秒の点)

ハ BからC見通し線上Bから400メートルのところ

(北緯34度17分14秒、東経133度45分42秒の点)

ニ BからC見通し線とイからE見通し線との交差点

(北緯34度17分27秒、東経133度45分32秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

## 2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

## 5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 丸亀市（中讃西部漁業協同組合の地区に限る。）、仲多度郡多度津町（中讃西部漁業協同組合の地区に限る。）